

医療法人明芳会 佐藤病院
〔指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所〕
運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人明芳会佐藤病院が開設する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という。）の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 明芳会 佐藤病院
- 2 所在地 岡山県岡山市南区築港栄町2番13号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師1名（常勤兼務 病院の医師との兼務）
事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 理学療法士 1名以上（常勤兼務）
作業療法士 1名以上（常勤兼務）
言語聴覚士 1名以上（常勤兼務）
（介護予防）訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月15日、12月30日から1月3日については担当者との相談にて検討する。
- 2 営業時間：月～金曜日は、午前9時から午後5時までとし、土曜日は、午前9時から午後0時までとする。

（利用料その他の費用の額）

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき100円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市南区福祉事務所管内の区域とする。ただし、通常の事業実施地域以外で利用者の希望がある場合は、協議の上サービス提供を決定する。

（事故発生時の対応方法）

第8条

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第9条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - （1）虐待の防止に関する責任者の選定
 - （2）従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - （3）その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 10 条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第 11 条

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、個人情報保護委員会と厚生労働省で策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人明芳会が定めるものとする。
- 6 事業者は、サービス提供にあたっては利用者の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」など）を行わないこととする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者本人・家族に対して身体拘束の内容、理由、期間などについて説明し同意を得た上で、その様態、

時間、その際の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する事とする。

- 7 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に基づいて必要な措置を講じるものとする。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（附則）

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日 改訂

平成 25 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 6 月 1 日 改訂